

ミニシンポジウム 要旨集

# 検討 旧岸家住宅

～ 伝統建築、近代建築の視点から～



平成17年3月19日(土)

主催:厚木市教育委員会

後援:日本民俗建築学会

本シンポジウムは、旧岸家住宅を文化財として、近代和風建築という枠組の中で、また伝統建築との関係から広く論じることで、この建造物がどのような文化財的価値を持つものかを学ぶことを目的として開催いたします。

\*表紙は、旧岸家住宅 南立面図 1/100 (南雲一郎氏作成)

# 検討 旧岸家住宅

～伝統建築、近代建築の視点から～

日 時 2005年3月19日(土)

午後2時から4時30分

会 場 厚木市古民家岸邸

## シンポジウム

・主催者挨拶 橋本 勲(厚木市文化財保護課長)

## パネリスト(発表順)

・清水 擴(東京工芸大学)

「明治の建造物の見所、評価点」

旧岸家住宅の文化財指定について

近代和風の魅力 伝統建築からの継承点、非継承点

・南雲 一郎(日本民俗建築学会)

「岸家住宅の修理工事から」

具体的な修理箇所、状況

修理からみえてくる新知見、今後の課題

・古川 修文(法政大学)

「近代建築と文化財指定、登録」

登録制度も視野に入れた指定のあり方

民家の活用という視点から

## コーディネーター

・山崎 祐子(日本民俗建築学会)

# 旧岸家住宅について

清水 擴 (東京工芸大学)

岸家住宅は広大な屋敷の入口に薬医門を構え、旧主屋、現主屋のほかに3棟土蔵を有する。旧主屋は二階屋で、二階は、寄棟造瓦葺、一階は銅板葺（現状は一部鉄板葺）である。一階の間取は間口2間半の土間を持つ六間取を基本とし、土間背後と客座敷背後に角を張り出す。

ナカノマには式台しきだいの変形した玄関が付き、二階への主階段はナカノマ背後の部屋に設けられる。妻側2室はともに客座敷で、表側の客座敷には、奥行き<sup>の</sup>浅い床の間および違い棚、裏手の客座敷には床の間・違い棚・書院が設けられている。土間寄りつきは15畳、5畳、7.5畳の3室に分かれ、5畳の部屋には神棚を設け、7.5畳には明かり採りのための天窗が穿たれている。

この建築の有する価値は次の3点に集約できる。

使用されている木材の質は極めて高く、仕上げも入念である。

各部の意匠は通り一遍でなく、十分な手間がかけられ、随所に凝った意匠を展開している。

近世以来の伝統的な農家の間取である六間取を基本にしながら、本格的な二階座敷を持ち、しかもこの時期には珍しかったであろう瓦葺とするなど、時代の転換期の先端的な様式を併せ持っている。



まず、<sup>じんたいすぎ</sup> に関しては、二階座敷の天井に3尺幅の神代杉等の銘木を用い、また土間境の楠木1枚板の杉戸など、銘木の使用は枚挙に遑がない。そして柱や縁側の床板には漆がかけられ、一階前側客座敷の天井格縁も黒漆塗りである。主要な部屋は色違いの砂壁とする。

に関しては、色ガラスを含む、ふんだんなガラスの使用があげられる。特に二階座敷妻側の縁側窓に使われた、赤色ガラスの市松模様は斬新である。欄間の彫刻や細工、二階表縁側窓台下の、<sup>は</sup>嵌め殺しガラスの枠まわりの細工、玄関小縁と縁側境の小窓枠まわりも見応えがある。

また、後の増築と思われる洗面所や浴室にも凝った意匠を展開する。浴室は格天井で御影石の腰積みに黒漆喰の壁、洗面所境は黒漆塗りの<sup>かとうがた</sup>花頭形に、蝶の模様をあしらった<sup>みがきがらす</sup>磨硝子の窓をはめる。便所や<sup>ちようずば</sup>手水場も並みの作りではない。そして広い土間の床は<sup>とぎだし</sup>研出で、一部にタイルを市松模様に貼る。

なお、一階は天井高が10尺と高く、<sup>うちのり</sup>内法に<sup>なげし</sup>長押をまわすが、二階は7尺余しかなく、長押はまわさない。しかし<sup>すきや</sup>数寄屋風ではない。当時、岸家の周辺でみられた二階建ては養蚕農家のそれであり、作業空間としての二階であった。そのため一般的に天井は低い。岸家の二階天井が低いのも、そうした影響によるものだろう。

当家に伝えられた明治18年2月23日の「焼失見舞受納簿」および明治24年5月19日の「本宅上棟式祝儀受納帳」によって、当建築の建築年代は明らかである。また、関東大震災後をはじめとして、戦前までは間断なく手を入れていたと伝えるように、創建時から現在に至るまでに、各所に手が加えられた。例えば浴室、洗面所を含む張り出し部、および二階洋間部分は主要部と同時ではない。また、明治27年発行の『大日本博覧図 第拾編締約者一覧表』に載せられた、当家を描いた銅版画には式台玄関は描かれていないから、この部分は後世の付加であることがわかる。しかし、その増築・構造の過程を明らかにすることは、現段階では困難であり、さらなる綿密な調査を要しよう。

なお、薬医門は、棟札によって明治19年の建築であることが判明している。

以上のように、当建築は文化財に指定し、永らく厚木市民の財産として保存さるべき十分な価値を有するものと判断される。

(「旧岸家住宅 文化財指定理由書」より)

# 岸家の建物

南雲 一郎 (日本民俗建築学会)

明治中期の銅版画に描かれている屋敷構えは、薬医門を入ると正面に主屋、主屋北側に土蔵、門東側にも土蔵、その北側に養蚕室が見える。ただし主屋南側の庭および主屋中央の玄関、主屋北西部の洋間部分、そして主屋北東部の六畳・風呂場部分は描かれていないことから、この時期にはまだ建てられてはいなかったのであろう。

主屋の間取りは、農家建築の六間取りを基本としている。当初の間口は10間、奥行き6間、これに明治末期から大正期にかけて東後部に、六畳、浴室、洗面室などを設けた。さらに大正末期から昭和初期にかけて主屋西後部に増築を行い、便所、六畳、洋間などを設けた。現状の延べ坪は412.49㎡(約125坪)。

間取りの特徴は、土間の間口が2.5間であり、同時期の六間取り農家の多くが3~4間であることに比して狭いことが上げられる。さらに、床上六室のうち妻側の前部は客間、後部は寢間と使い分ける例が多いが、岸家では後者正面に床飾りを持ち、前者よりも一段高い客間として扱われ、より進んだ平面計画を持つといえる。

土間の狭いのは、養蚕室を別棟に設けるなどして農作業の場から分離され、生活の場としてのみ利用されたことによるものであると考えられる。また、寢室の客間化に関しては、座敷を2階に設けるなど居室の増加とともに、養蚕業の大規模化などにより接客空間の必要性が高まったことが考えられる。

構造的には、2階建てであることが大きな特徴である。ただし、2階の天井高さは7.5尺ほどと低く、平屋建てから2階建てに移行する過渡的な形式と見る事が出来る。また、屋根は瓦葺きであり、当時の農家建築には珍しかったといわれている。軒の出は4尺内外と深いため、はね木を用い軒の垂を防いでいる。

現状の主屋は創建後いくつかの改造および補修が施されていた。主な改造を上げると、

主屋背面東寄り後部に六畳、洗面室、浴室などを設けた。

主屋背面東寄りに縁側を設けた。

主屋背面中央部に便所を設けた。

主屋背面西寄り後部に六畳、便所、2階に洋間、便所、押入れを増築した。

2階の便所は水洗式とした。

関東大震災後、修理の際に床(とこ)西側の柱、南西隅柱を取替えた。

西寄り座敷まわりの鴨居、長押を取替えた。

震災により損傷した土塗壁を木摺り壁に改めた。

1階南および西面の縁柱筋にガラス建具を新設した。

1階南縁、玄関より東部分の床を改造した。

2階南面にガラス建具を新設した。

2階西面に畳縁を増設した。

女中部屋を新設した。

2階に押入れを新設した。

仏間に階段を新設した。

2階、階段北面に出窓新設した。

玄関を入母屋造り、銅板瓦棒葺きに改めた。

土間上部屋根を葺き替えた。当初は菱葺き、次いで平葺きそして三六版葺き。

玄関屋根に部分修理を施した。

などが確認された。

修理工事としては、次の事項がある。

イ 床下土間の鋤取り、防湿シート敷き込み、砂押えを施した。

ロ 一部土台に添え土台を設けた。

ハ 土台と柱脚部仕口および軒桁と小屋梁接合部を金物で補強した。

ニ 軸部は現状のままとしたが、1階北西隅の柱、土台は新材を用い修理した。

ホ 土間の根太天井の根太を一部取替え。

ヘ 2階屋根軒まわりの茅負、裏甲を一部取替た。

ト 玄関屋根の化粧垂木、軒天井板の一部、軒納めの一部を取り替えた。

チ 2階屋根を引掛棧瓦葺きに改め、洋間部分の屋根は既存瓦にて葺きなおした。

なお、今回の修理では、主屋が対象で、背面東寄りの六畳、洗面所、浴室および土蔵二棟は対象外である。

# 近代建築と文化財指定、登録

古川 修文 (法政大学)

## 1. 文化財とは何か

1950年(昭和25)文化財保護法の制定で生まれた語。

1975年の大改正で文化財は、以下の5項目に分類された。

- (1) 有形文化財：建造物、絵画、彫刻など\*
- (2) 無形文化財：演劇、音楽、工芸技術など\*
- (3) 民俗文化財：衣食住、生業、信仰などに関するもの
- (4) 遺跡：記念物、貝塚、古墳、城跡\*、他に名勝地など
- (5) 伝統的建造物群：歴史的風致を形成する建造物群

\* 歴史上または芸術上価値の高いもの。

文化財 重要文化財 国宝(世界的)

## 2. 登録文化財とは何か

1996年10月、文化財保護法の一部改正による。

近代の文化財の保護を目的：有形文化財のうち建造物のみを対象(家屋、倉庫、土木構造物等)

指定条件：原則として、建設後50年を経過したもの。かつ、次のいずれかを満たすもの

- (1) 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- (2) 造形の規範となっているもの
- (3) 再現することが容易でないもの

現在使用中のものがほとんど 指定制度に比べて規制は緩やか。以下の優遇措置がある。

- (1) 地価税、固定資産税の軽減
- (2) 現状変更は届出でよい。文化庁長官は必要に応じて指導、助言、勧告を行う。

重要文化財は文化庁長官の許可が必要

第1回登録：東京大学安田講堂、京都南座( '96年12月)

現在、各都道府県で相当数の登録文化財が存在する。

## 3. 民家にとって明治とはどんな時代か(民家と近代建築)



- 1) 江戸末期には各地、各職業を問わず、その建築技術や建築様式が完成されていた。
- 2) 一般庶民に対して、建築材料、構法、意匠など建築に関しての規制が解除された。
- 3) 西洋の材料、技術、様式が入ってきて、日本の伝統技術・様式に西洋のそれが付加されて、いわゆる和洋混交の擬洋風建築が出現した。
- 4) 民家の領域でも洋風建築を独学で覚え、それを試みようとする大工が多く現れた。  
地方でも目を見張るような擬洋風建築の出現。

#### 4. 岸家住宅はどんな建物か

- 1) 岸家住宅は擬洋風ではない。
- 2) 基本的には間取り、土間など民家の様式を踏襲している。  
生活様式は急に変わるものではない。
- 3) 岸家は民家を基本にして、そこにいろいろな様式・材料を取り入れている。  
書院造り風 + 武家造り風 + 寺社風 + 西洋風 + 中国風 + 韓国風  
それは「混在併存」の様式・文化である。決してミックスしたものではない。赤色と青色をミックスすると紫色になり、全く別の色が登場する。混在併存は赤色と青色が並存したままである。厚木で明治24年の建設に意義がある。

#### 5. 岸家住宅の文化財としての価値

- 1) 建設後50年を経過し、かつ、建物の立派さは充分である。
- 2) 登録文化財の条件を全て満たしている。 国土の歴史的景観に寄与し、造形の規範となっており、再現することが容易でない。
- 3) しかし、地域に密着した文化財は、建物や歴史において市民と共有できる物語性を持っていなければならない。しかも市民に夢や希望を与え市民に受け入れられる物語でなければならない。岸家はこの条件を満たしている。

#### 6. 活用の視点から

- 1) 活用 = 維持管理 = 財政的基盤は不可欠。市の財政に全てを任せるのは困難。宣伝と収入の工夫が必要。
- 2) 市民、特に地元の人たちが自分たちの文化財としての誇りと愛着を持てるように啓蒙。  
小学校、中学校との教育的連携。
- 3) 市民の文化的活用を提供（有料でよい）
- 4) 蔵の整理と活用
- 5) 交通の便の解決



ミニシンポジウム 要旨集  
**検討 旧岸家住宅**  
伝統建築、近代建築の視点から

**発行日** 平成17年3月19日  
**編集** 厚木市郷土資料館  
神奈川県厚木市寿町3-15-26  
TEL 046-225-2515  
**発行** 厚木市教育委員会